※アライAAが定めるトラックとは、トラック車両区分に定めるものとします。

アライAA トラック 検査基準表

7 7 17 17 17	「ファント、民産を十五		
評価点	内容		内装評価
S点	内外装ともに新車の状態に等しいもの	・初年度登録より6ヵ月まで ・走行15,000kmまで	A 評価
6点	商品状態が良好なもの	·初年度登録より12ヵ月まで ·走行30, 000kmまで	B評価以上
5点	内外装共に軽微な加修で済むもの 6点評価に近いもの	·中 I まで、50, 000kmまで ·中 I 以上、100, 000kmまで	B評価以上
4.5点	中古の上物を装着したもので商品状態が良好なもの	・初年度登録より36ヵ月まで	C評価以上
4点	キャブ交換(新車3年未満で交換)で良好なもの ボディー各部の曲り、捻れ、凹みが少なく、荷台の状態が良好なもの		C評価以上
3.5点	走行不明(#)車両・メーター改ざん(*)車両 キャブ交換(新車3年以降で交換)で良好なもの キャブフロントピラー、フロントパネル、インナーパネル修正・交換が良好なもので、4点評価に近いもの		C評価以上
3点	外装の仕上げが良好でないもの(外装の仕上げをしていないもの) キャブフロントインナーパネル及びフロントパネル交換でフロアーの修正が良好なもの キャブリヤコーナーパネル及びバックパネルの修正・交換が良好なもの ボディー床板及び床鉄板の部分修正がきくもの		D評価以上
2点	キャブフロアー、ルーフの修正が良好でないもの キャブ・ボディー・フレームに錆が多いもの ボディー鳥居・煽りの曲り大・ボディー捻れ大・ダンプ前立曲り大 機関・電装系の機能不具合が大きいもの		D評価以上
1点	内外装が粗悪なもの ・		D評価以上
0点	現状車両・特殊車両等、検査基準に該当しない車両 ボディー交換を要するものでアライAAの判断によるもの		D評価以上
R点	修復車両 (修復が軽微なもの) 補助記号【 RA点 】を用いる		D評価以上
	修復車両(修復が軽微でないもの) 補助記号【 RB点 】を用いる		D評価以上

※ 修復としない箇所

キャブフロアー・ピラー・フロントパネル及びインナー・ルーフ・バックパネルの修正、交換、曲り

ボディー、サブフレームの曲がり(亀裂は修復としない。但し状態によりアライ判断とする)

牽引等による第一メンバーフック部分の曲り(表示し評価点をいれる)

キャビン交換の申告がある場合

【補足】

- ・出品店によるキャビン交換の申告が無い車両が検査時に発覚した場合、修復車両とみなす。
- ・出品店による職権打刻の申告および打刻理由の申告が無い車両が検査時に発覚した場合、修復車両とみなす。
- ・修復車両でかつ、瑕疵車両(冠水・消火剤散布車両)と重複した場合の車両を修復車両評価点【R点】と 瑕疵車両評価点【1点】を連動し、《 R1点 》とする。
- ・検査基準内容に示す評価点はあくまでも上限評価とする。
- ・5点評価内容枠内の中Ⅰ・中Ⅱ区分はトラック車両区分表に準ずる。